

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市新婚新生活住まいる補助金
補助事業等の 目 標	結婚を希望する者に対して婚姻後の新生活に必要な経費を支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって婚姻数の増加を図る。
補助事業等の 対 象 者	<p>1 こども家庭庁の定める地域少子化対策重点推進事業実施要領（以下「要領」という。）の規定により市が定める期間内に婚姻届を提出し、受理された夫婦（以下「新規に婚姻した世帯」という。）であって、次に掲げる要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること。</p> <p>(2) 夫婦の所得を合計した額（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金（以下「貸与型奨学金」という。）の返済を行った場合は、夫婦の所得を合計した額から返済した貸与型奨学金の額を控除して得た額）が500万円未満であること。</p> <p>(3) 新規に婚姻した世帯の現に居住する住宅が市内にあり、かつ、夫婦のいずれもが当該住宅に住所を有していること。</p> <p>(4) 新規に婚姻した世帯が現に居住する住宅を賃借している場合は、夫婦のいずれか一方が賃貸借契約の名義人であり、かつ、当該住宅の家賃を支払っていること。</p> <p>(5) 他の公的制度による家賃の補助等を受けていないこと。</p> <p>(6) 過去にこの取扱基準の規定による補助金（以下「この補助金」という。）及び内閣府又はこども家庭庁の定める次の要綱等に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>ア 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（以下「要綱」という。）及び要領</p> <p>イ 結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領</p> <p>(7) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。</p> <p>(8) 次に掲げる者でないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>ウ 暴力団関係者（諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）</p> <p>(9) この補助金の申請の日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前年度にこの補助金の交付を受けた場合であって、既に交付を受けた補助金の額が当該交付を受けた年度の上限額に達しなかった世帯（以下「前年度受給世帯」という。）</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費は、婚姻に伴う次に掲げる経費のうち、要領の規定により市が定める期間内に支払ったものとする。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの経費</p> <p>ア 新たな住宅の取得に係る経費</p> <p>イ 新たな住宅の賃借に係る経費のうち、次に掲げるものを除いた賃</p>

	<p>料、敷金、礼金（保証金等のこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料</p> <p>(ア) 勤務先から支給されている住宅手当に相当する額</p> <p>(イ) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化のための国からの助成金に相当する額</p> <p>(2) 引っ越しに係る経費（引越業者又は運送業者に支払った実費に限る。）</p> <p>(3) リフォームに係る経費（リフォーム業者に支払った実費に限る。）</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 補助金の額は、予算の範囲内において、要綱に定める額を上限とする。</p> <p>2 前年度受給世帯に係る補助金の上限額は、前年度の補助金の上限額から既に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を上限とする。</p> <p>3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 要綱により、補助金等の額が定められているため</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの補助金交付申請書兼実績報告書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成29年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和8年3月31日。ただし、要綱に規定するこの補助金に係る事業が終了した場合は、その終了したときまでとする。</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 国の地域少子化対策の一環として、新婚新生活支援を実施するため</p>
情報の公表の方法等	補助金交付額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市新婚新生活住まい補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1）に、次に掲げる書類（前年度受給世帯については、第4号から第9号までに掲げる書類に限る。）を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し</p> <p>(2) 夫婦に係る次の書類</p> <p>ア 住民票の写し</p> <p>イ 所得証明書の写し</p> <p>(3) 貸与型奨学金の返済を行った場合は返済した額が確認できる書類</p> <p>(4) 新たな住宅の取得に係るものの場合は次に掲げる書類</p> <p>ア 売買契約書、工事請負契約書等の契約内容が確認できる書類の写し</p> <p>イ 領収書等の写し</p> <p>(5) 新たな住宅の賃借に係るものの場合は次に掲げる書類</p> <p>ア 賃貸借契約書の写し</p> <p>イ 領収書等の写し</p> <p>ウ 新規に婚姻した世帯に属する全ての給与所得者に係る住宅手当の支給額を証明する書類</p> <p>(6) 引っ越しに係るものの場合は、引越費用に係る領収書等の写し</p> <p>(7) リフォームに係るものの場合は、リフォーム費用に係る領収書等の写し</p> <p>(8) 補助金の振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）</p>

	(9) その他市長が必要と認める書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
<b>担 当 部 署</b>	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

平成29年 3月15日 制定 (平成29年 4月 1日 施行)  
平成30年 3月16日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)  
平成31年 3月15日 一部改正 (平成31年 4月 1日 施行)  
令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)  
令和 3年 3月17日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)  
令和 4年 3月16日 一部改正 (令和 4年 4月 1日 施行)  
令和 5年 3月15日 一部改正 (令和 5年 4月 1日 施行)  
令和 6年 3月15日 一部改正 (令和 6年 4月 1日 施行)